

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年5月28日
【会社名】	株式会社カンセキ
【英訳名】	KANSEKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大田垣 一郎
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号
【電話番号】	028-658-8123(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理本部長 高橋 利明
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市西川田本町三丁目1番1号
【電話番号】	028-659-3112
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理本部長 高橋 利明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年5月24日の第44期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年5月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額28,318,268円

ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年5月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行なうものであります。加えて、重要な業務執行の決定を機動的に行なうため、取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等ではない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるように、損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とするため、現行定款第26条第2項の変更を行なうものであります。なお、本改正に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記の新設、変更および削除に伴う条数の整備、その他所要の変更を行なうものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

長谷川静夫、大田垣一郎、高橋利明、星一成及び梅野寛実を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

池田竜二、小林美晴、芳村武夫、横山幸子及び藤沼千春を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額180,000千円以内と定めること、及び各取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする、につき、承認をお願いするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役は、従来監査役が行っていた監査業務に加え、取締役として取締役会の決議に参加し、取締役による業務執行の監督を行なうなどの職務を担うことから、その職務にふさわしい報酬水準といたしたく存じます。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40,000千円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつき、承認をお願いするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的内容決定の件

監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧報酬を廃止したうえで改めて監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下、「新報酬」という）につき、ご承認をお願いするものであります（なお、本議案は、本定時株主総会までに旧報酬として取締役に発行済の新株予約権に影響を与えるものではありません）。

新報酬の目的及び第5号議案における報酬等の額の内訳として設定することは旧報酬と同様であり、株主の皆様と株価上昇のメリットのみならず、株価下落リスクを共有することによって、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額設定の件」でご提案しております、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額である年額180,000千円以内の範囲内で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	59,799	62	—	(注) 1	可決 93.16
第2号議案 定款一部変更の件	59,808	53	—	(注) 2	可決 93.17
第3号議案 取締役（監査等委員 であるものを除 く。）5名選任の件					
長谷川 静夫	59,803	58	—	(注) 3	可決 93.17
大田垣 一郎	59,803	58	—		可決 93.17
高橋 利明	59,803	58	—		可決 93.17
星 一成	59,803	58	—		可決 93.17
梅野 寛実	59,803	58	—		可決 93.17
第4号議案 取締役（監査等委員 であるものを除 く。）5名選任の件					
池田 竜二	59,803	58	—	(注) 3	可決 93.17
小林 美晴	59,798	63	—		可決 93.16
芳村 武夫	59,783	78	—		可決 93.13
横山 幸子	59,678	183	—		可決 92.97
藤沼 千春	59,803	58	—		可決 93.17
第5号議案 取締役（監査等委員 であるものを除 く。）の報酬等の額 設定の件	59,793	68	—	(注) 1	可決 93.15
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額設 定の件	59,787	74	—	(注) 1	可決 93.14
第7号議案 取締役（監査等委員 であるものを除 く。）に対する株式 報酬型ストック・オ プションに関する報 酬等の具体的内容決 定の件	59,684	177	—	(注) 1	可決 92.98

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。